

○公営住宅は、本来の入居対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金適正化法第22条に基づく国土交通大臣の承認を得た上で目的外使用させることができる。

○地域の実情により様々な活用事例があり、空室の解消とともに地域が抱える課題解決のための事業への活用が期待される。

事業主体 団地名	使用用途 使用住戸	住宅使用者	使用料	活用内容・その他の条件等
1. 高齢者の見守り等を含めたコミュニティの活性化				
札幌市 もみじ台団地	・学生用住宅 2DK (4～5階)	北星学園大学・ 短期大学の学生	12,000円	○自治会に加入し、自治会活動に可能な限り積極的に参加すること。 (除雪当番、班長当番、清掃活動、自治会行事の手伝い等) ○1戸に単身又は複数名での入居
京都市 醍醐中山団地	・学生用住宅 1K,3DK ・地域連携センター 1K,3DK	学校法人 京都橘学園	免除※	○地域連携センターにおいては、団地や区役所とも連携し、高齢者支援、子育て支援等を中心に子ども会、敬老会等の団地事業への協力、健康相談等の事業を実施 ○居住する学生は団地の活動に積極的に関わっていくとともに、地域連携センターで行われる活動にもできるだけ参加すること。(清掃活動、夜回り防犯活動等) ○狭い居室に1人、広い居室に2人がルームシェア
鳥取県 永江団地	・小規模多機能型居宅介護事業所 2DK × 2	県と連携協定を締結した社会福祉法人	89,640円	○永江団地及び周辺地区の高齢者に通常料金で介護サービスを提供 ○県からの委託により以下の事業を実施 ・入居する高齢者の見守り、生活相談などのサービスを提供 ・団地集会所で、高齢者向けの介護予防体操教室、サロンの開催 ○団地内清掃、イベント等の自治会活動に参加
大牟田市 東谷住宅 (福岡県)	・学生用住宅 3DK	市内に在籍している大学生等	13,300円程度	○主な入居資格(以下、いずれかの者) ・東谷住宅コミュニティの活性化等を題材とする論文を執筆する者 ・自治会に加入し、かつ自治会の活動等に参加する者 (清掃活動・見守り活動・自治会行事や役員会の手伝い等) ○1戸に単身又は2人での入居

※学校法人は、地域連携センター開設に向けた改修費用を初期負担。その上で、学生からは15,000円(光熱費込)を徴収。

公営住宅における目的外使用の事例②（令和2年度）

事業主体 団地名	使用用途 使用住戸	住宅使用者	使用料	活用内容・その他の条件等
2. 地域振興、移住・定住促進				
夕張市 紅葉山橋見 団地 他3団地 (北海道)	・短期農業従事者等 の滞在拠点 2LDK,3DK,3LDK	夕張市農業 振興協議会 他	9,100円～ 20,300円	○主な条件 ・ <u>利用者は夕張農業サポーター、外国人実習生、農事組合に所属する農家の従業員</u> ・利用者が負担する利用料は使用者が市に支払う使用料と同額 ・使用期間は1ヶ月単位で当該年度内
白糠町 日の出団地 (北海道)	・移住体験者用滞在 施設 3DK (3階建住宅の3階)	移住体験者	7,100円/週※ (光熱費・備え 付け家具の使用 料等込)	○主な条件 ・ <u>町外から町へ移住や定住を希望する成人</u> で、同居する親族がある世帯 ・ <u>1週間単位で最長1ヶ月</u>
白糠町 橋北団地 (北海道)	・地域おこし協力隊 員用住宅 3DK	地域おこし 協力隊員	31,600円、 32,100円	○主な条件 ・ <u>地域資源を活用した魅力発掘並びに地域産業等の発展に資する取り組みを行う者（地域おこし協力隊員や農業研修者）</u>
埼玉県 東秩父安戸 住宅	・伝統工芸技能研究 生、地域おこし協 力隊用住宅 3DK	東秩父村	入居者の収入に 応じて決定 (19,400円～ 51,400円)	○主な条件 ・入居者は、 <u>東秩父村が実施する事業の対象者に限る。</u> ・入居者が負担する使用料は村が県に支払う使用料と同額 ○東秩父村の事業 ・東秩父村の伝統的な手漉き和紙である <u>細川紙の後継者を育成する研修事業</u> ・東秩父村では地域活性化のため <u>地域おこし協力隊</u> を採用
大分県/姫 島村 姫島団地/ 用作団地 他2団地	・Iターン離島就業 者向け住宅 3DK/4K	村に誘致し た企業所属 の就業者	入居者の収入に 応じて決定 (14,500円～ 57,000円)	○主な条件 ・県営住宅及び村営住宅の入居者に係る条件に準ずる。 ○大分県と姫島村が協力して誘致した企業の社員の住宅として県営住宅及び村営住宅の空室を活用。 ○ <u>姫島村が発行する地域対応活用対象者証明書によって、大分県が目的外使用の対象者であることを確認している。</u>

※寝具は持込み又はリースのため旅館業法の対象外

事業主体 団地名	使用用途 使用住戸	住宅使用者	使用料	活用内容・その他の条件等
3. 自立・就労支援				
東京都 複数団地	<ul style="list-style-type: none"> ・ TOKYOチャレンジネット（住宅喪失不安定就労者・離職者等サポート事業）の一時利用住宅 	東京都福祉保健局から委託を受けた社会福祉法人	15,800円～ 30,600円	<ul style="list-style-type: none"> ○主な条件 ・ 利用者は東京都福祉保健局の「<u>TOKYOチャレンジネット（住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業）</u>」を利用する住居喪失不安定就労者・離職者等 ・ 利用期間は原則3ヶ月 ・ 利用者は利用料として光熱費相当額（日額500円）を負担（コロナ禍の当面の間、利用期間は4ヶ月に延長、光熱費負担も免除）
大阪府 清滝団地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 若者の職業的自立モデル事業の住宅2K,3K 	大阪府と協定を締結したNPO法人	一戸あたり 117,900円～ 193,710円/年	<ul style="list-style-type: none"> ○主な条件 ・ <u>NPO法人が実施する就職支援プロジェクトに参加する者が入居。</u> ・ 入居者は月額25,000円の賃料（プログラムサポート費・共益費込）を負担。 ○<u>支援対象者は自治会活動やサポートの一環で実施する研修にも必ず参加</u>し、自身のスキル向上を図りながら、コミュニティ活性化に協力。
4. 東日本大震災に係る災害公営住宅の活用				
気仙沼市 南町二丁目住宅 他4団地 (宮城県)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住定住促進住宅2DK,2LDK,3DK,3LDK,4DK 	移住希望者	10,000円～ 13,000円	<ul style="list-style-type: none"> ○主な条件 ・ 原則として、気仙沼市内に家族がお住まいの方及び家族・本人所有の持ち家がある方は申込みできない。 ・ 本制度利用後も <u>1年以上にわたって居住する意思を持って、市内に住民登録し、かつ、市内に生活の拠点をおくことが可能な方</u>（当該住宅の入居期間は最長2年）